

# 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

## ◎ 目指すべき方向性

- ・未指定を含めた文化財の幅広い保護
- ・文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの促進、観光資源としての魅力向上
- ・文化財を地域のよりどころとして保存・活用に取り組むための環境づくり

## 文化財の保存・活用に関する方針

### 〈文化財の調査・研究〉

- ・将来的な価値を見越した幅広い調査の実施
- ・調査・研究における学術性向上のための方法と内容の充実
- ・調査成果等の活用促進のための環境整備



かごしま無形民俗文化財  
(民俗芸能)伝承活動表彰

### 〈文化財の指定・登録等と保存・継承〉

- ・幅広い情報収集による積極的な指定等制度の活用
- ・文化財愛護思想の普及による地域社会総がかりでの保存と継承

### 〈文化財に関する財政措置〉

- ・目的に応じた適切な補助事業・助成事業の活用

### 〈文化財に係る人材の育成〉

- ・文化財行政における専門職員の適切な配置と資質の向上
- ・専門的知識を有する外部人材の掘り起こしと積極的な活用



ヘリテージマネージャー  
スキルアップ研修講座  
(写真提供:鹿児島県建築士会)

### 〈文化財の活用の推進〉

- ・他の行政部門との緊密な連携による文化財の地域資源としての活用
- ・広域的視点による文化財の保存と活用の推進
- ・文化財を活用した学習の場の提供
- ・地域の文化財等の学校教育・地域活動への活用の促進

# 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

## ○ 文化財の調査・研究

- ・将来的な価値を見越した網羅的かつ悉皆的な調査
- ・調査が不足する分野・地域を明確化した上で調査計画の策定
- ・学校や公民館、古民家等に保管されている文化財の把握と調査
- ・埋蔵文化財包蔵地の計画的・継続的な分布調査
- ・報告書等のデジタル・アーカイブ化、データベース化等の促進と公開

## ○ 文化財の指定・登録等と保存・継承

- ・指定候補に関する幅広い情報収集
- ・積極的な指定等と市町村への指定へ向けた働きかけ
- ・文化財保護指導委員等による定期的な巡回
- ・文化財への興味・関心を高めるための普及・啓発事業の継続的実施
- ・文化財を地域全体で守り伝え、支え合う体制の構築



埋蔵文化財情報データベース

## ○ 文化財に関する財政措置

- ・指定文化財に対する補助金の周知と活用の促進
- ・関係機関等と連携した大規模補修等の計画的な事業の実施
- ・様々な助成制度の周知と活用の推進



文化財保護指導委員による巡回

## ○ 文化財に係る人材の育成

- ・計画的な専門職員等の採用、配置の働きかけ
- ・職員の意識向上と行政内での役割の理解の促進
- ・県主催の研修の実施と内容の充実
- ・専門家・民間団体等に関する情報収集と人材の活用
- ・文化財保存活用支援団体等との連携



文化財研修講座

## ○ 文化財の活用の推進

- ・観光拠点としての整備等による地域振興・観光振興
- ・多言語化、デジタル技術の活用による情報発信
- ・刊行物やSNS等の様々な媒体を用いた積極的な情報発信
- ・広域的視点による文化財の活用
- ・所有者や関係市町村への文化財の公開と情報発信に関する支援
- ・文化財を通した郷土への愛着や誇りを育む取組の実施
- ・指導者を対象とした研修会の実施



日本遺産の副読本を活用した出前授業  
(垂水麓)



県立博物館学芸員による標本の解説  
(移動博物館)

## 市町村への支援の方針

### ◆ 人的な支援

- ・体制整備の促進
- ・技術的な指導・助言
- ・専門家の紹介・派遣 等



埋蔵文化財専門職員養成講座  
(発掘現場での研修)

### ◆ 担当職員の資質向上への支援

- ・講座、研修の実施 等



埋蔵文化財専門職員養成講座  
(研修)

### ◆ 財政的な支援

- ・補助制度の情報提供 等

### ◆ 「文化財保存活用地域計画」作成への支援

### ◆ 建築基準法に係る適用除外への支援

## 防災・防犯・災害発生時の対応

災害は、県民の生命や生活を脅かすだけでなく文化財に対しても多大な被害を及ぼすことがあります。文化財課を中心に、市町村文化財保護行政部局や文化財の所有者、文化財防災センター等と連携し災害への備えや災害発生時の対応をとれるよう努めています。

## 文化財の保存・活用の推進体制

貴重な文化財を次世代に継承していくためには、地域の住民だけではなく文化財に関わる全ての関係者が密に関わりを持つことが重要です。

文化庁、市町村の文化財保護行政主管部局をはじめ、関係機関等と連携し文化財の保存・活用を推進していきます。

### ● 県教育庁文化財課

県全体における文化財の保存・活用の推進

### ● 行政関係部局

各部局と連携した文化財の保存・活用の取組

### ● 博物館等

資料の保管と公開、地域の魅力の発信

### ● 関連民間団体

多様な主体による文化財の保存・活用、調査・研究

全ての県民が自分たちの宝は自分たちで守り伝えていくという思いを共有することが大切です。

文化財の保存・活用に、**地域社会総がかり**で取り組める環境づくりを県全体で進めています。



令和2・3年度文化庁文化芸術振興費補助金  
(地域文化財総合活用推進事業)

### 【表紙写真】

鹿児島県のツルおよびその渡来地（国指定特別天然記念物）、  
霧島神宮 本殿・幣殿・拝殿（国宝）、仙巖園（国指定名勝）、桜島（県指定名勝）、  
横瀬古墳（国指定史跡）、伊集院町徳重大バラ太鼓踊り（県指定無形民俗文化財）、  
西之表柄林神社の大蛇始式（県指定無形民俗文化財）、  
大和浜の群倉（県指定有形文化財）

## 鹿児島県文化財保存活用大綱(概要版)

発行：鹿児島県教育委員会（令和4年2月）

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県教育庁文化財課

TEL：099-286-5355 / FAX：099-286-5675

印刷：株式会社イースト朝日

〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄3丁目30-7

TEL：099-266-5522 / FAX：099-266-5523